

鹿児島空港で取材等をされる際の注意事項

鹿児島空港ビルディング(株) 事業広報部

- ① 申請者は取材等の前後に空港ビル保安防災センターの受付台帳に必要事項を記入してください。また、取材等の間は空港ビルで貸与する腕章を外部から視認ができる位置に着用してください。(※報道関係者については、所属する会社で発行する腕章の着用を以って許可されたものとみなします。)



- ② 旅客およびターミナル利用者に迷惑をかけないように十分ご配慮ください。多客時、その他空港の管理運営上支障を生じ、またはその恐れがある場合はお断りまたは実施中であっても中止していただく場合がございます。
- ③ お客様を取材、撮影する場合は、必ずお客様の了解を得た上で行ってください。
- ④ 保安区域での取材に際しては大阪航空局鹿児島空港事務所の許可が必要です。また、航空会社、店舗等の事業者を取材・撮影をする場合は別途、当該事業者の許可を得てください。
- ⑤ 保安上の都合により、保安検査場等の保安関連施設の撮影（検査ブースや保安検査官が写り込むアングルでの撮影）は禁止です。
- ⑥ 取材時は空港ビル職員または現場警備員の指示に従ってください。

※上記事項に従っていただけない場合は、取材の中止や退去を求める場合があります。その他ご不明な点がございましたら、鹿児島空港ビルディング(株)事業広報課へお問い合わせください。

□お問い合わせ先 **事業広報部 事業広報課** 0995-58-3150 (平日 9:00~17:00)

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



鹿児島空港ビルディング株式会社